

## 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

## ○ 大腸菌群数から大腸菌数への指標の見直しについて

## (1) 改正理由

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の項目である大腸菌群数について、培養技術の確立に伴い、令和4年に当該指標がよりの確に把握できる大腸菌数に変更された。これを受け、令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号。以下「改正省令」という。）が公布され、大腸菌群数にかかる排水基準が大腸菌数に見直された。これを踏まえ、本県として法の排水基準に地域や業種ごとに上乗せして厳しい基準を定めている、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和47年宮城県条例第40号。以下「上乗せ条例」という。）について所要の改正を行うもの。

## (2) 内容

改正省令により、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）第1条において定める排水基準のうち、別表第2に掲げる項目が大腸菌群数から大腸菌数に、同項目に係る許容限度が日間平均3,000個/cm<sup>3</sup>から相当程度となる日間平均800CFU（コロニー形成単位）/mLに変更されたことに伴い、上乗せ条例別表第1を以下のとおり改正する。

## 別表第一

## 第三欄

改 正 案		現 行	
項目		項目	
大腸菌数（単位一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均	大腸菌群数（単位一立方センチメートルにつき個）	日間平均

## (3) 改正による届出特定事業場への影響確認

現在、上乗せ条例が適用される特定事業場について、排水水中の大腸菌群数が日間平均3000個/cm<sup>3</sup>又は大腸菌数が800CFU/mLを超過している事業場は確認されていない。

## (4) 施行期日

令和7年4月

(参考)

○水質汚濁防止法 抜粋

(都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等)

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるものとする。

(報告及び検査)

第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であつた者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。